

多良木町告示第 70 号

多良木町森林作業道自立復旧支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 10 月 29 日

多良木町長 吉瀬 浩一郎

多良木町森林作業道自立復旧支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、令和 2 年 7 月豪雨により被災した町内の森林作業道を復旧することにより、被災により間伐等の実施が困難となっている被災地域の森林整備の促進及び事業活動の円滑化を目的として、森林作業道の復旧を実施した者に対し、予算の範囲内において整備に要する経費の一部を補助するものとし、その交付については、多良木町補助金等交付規則（平成 17 年多良木町規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林作業道 森林整備及び特用林産物の生産を目的として設置しており、車輛の通行が可能な幅員が確保されている作業道（林内作業車等が通行することを目的とした機械作業道は除く）
- (2) 復旧 令和 2 年 7 月豪雨により被災した作業道の修繕
- (3) 作業道管理者 作業道の維持管理を行う林業事業者、個人、管理組合等（国有林及び森林総研等の国営団体は除く）
- (4) 受益者 森林作業道を森林の整備及び巡視等に利用している者

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、町内の森林作業道を復旧する森林組合、林業事業者、森林所有者、作業道管理者とする。

(補助対象要件)

第 4 条 補助の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に属する森林作業道であること。
- (2) 国庫補助事業の対象外となる森林作業道の復旧であること。

(3) 補助事業の対象となる森林作業道の受益者が2戸以上であること。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率(補助金額)は、別表のとおりとする。

(補助金の申請回数)

第6条 この補助金の申請回数は、1申請者につき1路線あたり1回までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請における申請書(規則第13条の実績報告を兼ねる。)は、別記様式第1号とし、作業道の復旧が完了したのち提出するものとする。

2 前項における添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 路線位置図(5万分の1の地形図等に申請路線を記載)【別記第2号様式】

(2) 被災箇所図(森林計画図等に路線及び復旧箇所を記載)【別記第3号様式】

(3) 補助金額算定書【別記第4号様式】

(4) 各路線における事業費計算書【別記第5号様式】

(5) 復旧に要した経費が確認できる書類(設計図書、見積書、領収書等)

(6) 修繕箇所の現地写真(復旧前(被災状況が確認できるもの)、復旧後)

(7) 受益者名簿【別記第6号様式】

(補助金の申請期間)

第8条 前条に定める補助金の交付申請期間は、実施年度の4月1日から翌年1月末日までとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けると。

(2) その他町長が必要と認める条件

(決定及び確定の通知)

第10条 町長は、第6条第1項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、補助金の額を確定するものとする。

2 前項の規定による交付決定及び額の確定の通知は、補助金等交付決定及び確定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

(補助金の請求等)

第12条 補助金の請求における請求書は、別記第8号様式によるものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の申請に不正があったとき。
- (2) その他不相当と認める事実があったとき。

(関係書類の保管期間)

第14条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(書類の経由)

第15条 規則又はこの要綱に基づき町長に提出する書類は、所轄課長を経由しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別で定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行し、令和2年7月4日から適用する。

別表（補助対象経費及び補助率）

補助対象経費	補助率	補助金の 上限額
<p>復旧に要する経費（原材料費、燃料代、機械借上費、労務費等）とし、請負による復旧は実行経費を対象とする。 ※自社所有の機械利用や個人による事業実施により、労務費等の算定が困難な場合は、別で定める単価表により事業費を算出できるものとする。</p>	1 / 2 以内	310 千円 / 1 路線

別記第1号様式（第7条関係）

年 月 日

多良木町長 様

住 所

氏 名 印

年度多良木町森林作業道自立復旧支援事業補助金交付申請書

別紙のとおり作業道の復旧事業が完了しましたので、多良木町森林作業道自立復旧支援事業補助金 金 円を交付されるよう多良木町森林作業道自立復旧支援事業補助金等交付要項第7条の規定により申請します。

なお、補助金の申請にあたり、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 被災原因が令和2年7月豪雨であること。
- 2 申請路線が国庫補助事業の対象外であること。
- 3 事業費の算出根拠は当該路線のものであること。

別記第2号様式（第7条関係）

路線位置図

縮尺 _____

- (注) 1 図形は5万分の1地形図又はこれに準ずるものであること。
2 補助事業対象路線を記載すること

別記第3号様式（第7条関係）

被災箇所図

路線名	復旧延長	申請番号
作業道〇〇線	〇〇m	
<p style="text-align: right;">縮尺 _____</p> <p>（注） 1 森林計画図等の図形を用い、対象路線及び復旧箇所を記載すること</p>		

別記第4号様式（第7条関係）

補助金額算定書

番号	森林作業道の路線名	交付対象事業費(A)	補助額(B)	補助率(C)	(A-B)×C	交付額	備考
1				1/2			
2				1/2			
3				1/2			
4				1/2			
5				1/2			
6				1/2			
7				1/2			
8				1/2			
9				1/2			
10				1/2			
計	—			—			

別記第6号様式（第7条関係）

受益者名簿

番号	氏名（事業体名）	住所	備考

注1 複数の路線を申請する場合は、備考欄に該当する路線名を記載し、受益者を明確にすること

氏 名

多良木町長

印

年度多良木町森林作業道自立復旧支援事業補助金交付決定及び確定通知書
年 月 日付で申請のありました 年度多良木町森林作業道自立復
旧支援事業補助金については、多良木町補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件
をつけて金 円（内訳は、別紙（別記第4号様式を準用する）のとおり）を
交付し、併せて同規則14条の規定により同額に確定しましたので通知します。

記

（補助の条件）

- （1） 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- （2） その他町長が必要と認める条件

別記第8号様式（第12条関係）

年度多良木町森林作業道自立復旧支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった多良木町森林作業道自立復旧支援事業補助金として、下記の金額を交付されるよう多良木町森林作業道自立復旧支援事業補助金交付要項第12条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座 振替払	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通	2 当座
	口座番号		
	口座名義		

年 月 日

住所
氏名 (補助事業者) 印

多良木町長 様